

学用品・通学用品購入費 の受給にかかる申請書

- ※高等部専攻科を除く全学年児童・生徒等が対象です(新入学の児童・生徒を含みます)。
- ※支給対象となる品目については裏面をご覧ください。
- ※裏面の品目に該当するもののみ支給対象となります。
- ※学用品・通学用品購入費の年間支給限度額は以下のとおりです。

表の金額は予定額です。国の制度等改正により変更が生じる場合があります。

幼稚部Ⅰ段階	小学部Ⅰ段階	中学部Ⅰ段階	高等部Ⅰ段階
¥8,680	¥11,640	¥22,740	¥32,270
幼稚部Ⅱ段階	小学部Ⅱ段階	中学部Ⅱ段階	高等部Ⅱ段階
¥4,340	¥5,820	¥11,370	¥16,135

※各定例払期間(提出時期)ごとに「購入対象期間」が設けられていますのでご注意ください。

	7月定例払	12月定例払	3月定例払
レシートの日付	4/1 (※)～6/30	7/1～11/30	12/1～3/●
提出〆切	令和6年7月1日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

提出日 令和 年 月 日

学部	学年	児童・生徒等氏名	保護者等氏名

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき下記の通り申請します。

番号	品目	金額	購入月日	備考

今回提出 枚中 枚目

点線以下は記入しないでください。

※支弁区分が変更になった場合は、車線を引き、赤字で訂正すること。変更年月日も余白に記入する

支弁区分※	今回支給対象金額計	支給限度額	支給合計(支弁区分反映)	前回まで支給済金額	支給限度額残

↑
システム入力金額(I段階での金額)

記入例

学用品・通学用品購入費 の受給にかかる申請書

※新入学生の場合は購入実績があれば4月1日以前に購入したものでも支給対象となります。

※高等部専攻科を除く全学年児童・生徒等が対象です(新入学の児童・生徒)
※支給対象となる品目については裏面をご覧ください。

領収書類(レシート・領収書等)の購入金額(税込)を記入

①送料・代引手数料は、支給対象外となります。

(→「申請書」には、送料や代引手数料を控除した金額を記入)

②ポイントカード等により、購入金額から割引になった場合、割引後の金額が支給対象の金額となります。(→「申請書」には、割引後の金額を記入)

	7月定例払	12月定例払	3月定例払
レシートの日付	4/1(※)~6/30	7/1~11/30	12/1~3/●

※前年度の最終学期終了後から3月末日までの購入は、翌年度の学用品・通学用品を購入した場合に対象となります。

提出日 令和●年●月●日

学部	学年	児童・生徒等氏名	保護者等氏名
中学部	1年●組	○○ ○○	○○ △△

東京都特別支援学校就学奨励事業実施要綱に基づき下記の通り申請します。

番号	品目	金額	購入月日	備考
1	ワイシャツ・ベルト	¥5,998	4月2日	領収書類(レシート・領収書等)の購入日を記入してください。
2	雨傘・時計	¥4,070	5月2日	
3	定規・鉛筆・ノート	¥1,100	5月5日	
4	通学用靴(運動靴)	¥3,300	6月1日	
5	学校から指示された物(おりがみ)	¥440	6月5日	
6	学校から指示された物(コンパス・分度器)	¥880	6月5日	

「(授業で使用をするため、購入をするように)学校から指示された物」については、具体的な購入品目を記入してください。

①領収書・レシートの提出は不要です!

「申請書」に記載した「学用品・通学用品」の領収書類(レシート、領収書

宅配業者の代金引換払 領収書、ATM利用明細票等)は、御家庭で保存する必要があります。(学校への提出は不要です。)

※「申請書」の記載内容を確認するため、学校から領収書類の提示又は提出を求める場合があります。

②領収書類を紛失した場合は、『購入申立書』の提出が必要です!

『購入申立書』には、購入金額を証明するもの(チラシ、パンフレット等)を